

災害時等における食材等の供給に関する協定書

生駒市（以下「甲」という。）と 学校給食用物資納入登録業者（以下「乙」という。）

（商号又は名称）

（代表者職・氏名）

とは、災害時等における食材等の供給について、次のとおり協定書を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、生駒市に地震等をはじめとする大規模な自然災害及びこれらに準ずる緊急事態が発生した場合（以下「災害時等」という。）において、学校給食センターが行う被災住民等に対する炊き出しに必要な食材等（主食、野菜、加工品、調味料及び牛乳を含む。以下「食材等」という。）の供給の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、乙に対して災害時等に食材等の供給を求める必要があると認めたときは、次に掲げる事項を明らかにした文書により、協力を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（1）供給を必要とする食材等の品目及び数量

（2）引渡し場所

（3）その他必要とする事項

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の規定に基づき甲から要請を受けたときは、やむを得ない理由がない限り、積極的に協力するものとする。

（食材等）

第4条 甲が乙に要請する食材等の品目及び数量は、被害状況等に応じ、乙の取扱い物資のうちから甲乙協議のうえ決定する。

2 食材等は、乙が保有するもののほか、乙が仕入れにより確保できるものを含むものとする。

（食材等の引渡し等）

第5条 食材等の引渡し場所は、原則として生駒市立学校給食センターとする。ただし、被害状況等に応じ、甲乙協議のうえ、引き渡し場所を変更することができる。

2 食材等の引渡し場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定する者が行うものとする。

（経費の負担）

第6条 甲は、乙が第2条及び第5条の規定により供給した食材等の対価及びその運搬等の

費用を負担するものとする。

- 2 前項の対価及び費用は、乙が保有する食材等の供給及び運搬の終了後、適正な市場価格に基づき、甲乙協議の上定めるものとする。この場合において、乙が出荷した食材等の数量等については、乙の提出する納品書等により算定する。

(平常時の活動)

第7条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換に努め、緊急時に備えるものとする。

(連絡責任者)

第8条 甲及び乙は、要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡責任者を定めるものとする。

- 2 甲の連絡責任者は、生駒市立学校給食センター所長とし、乙は、連絡責任者を定め甲に報告するものとする。

(協議)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、平成27年4月1日から平成29年3月31日までとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成27年 月 日

甲 奈良県生駒市東新町8番38号
生駒市長 山下 真 (印)

乙 所在地 _____

商号又は名称 _____

代表者職・氏名 _____ (印)

緊急時における連絡責任者報告書

(災害時等における食材等の供給に関する協定書)

届出日 平成27年1月 日

会社名	
担当者名	
緊急連絡先	

※緊急連絡先は、代表者の携帯電話等災害時等に連絡がつく連絡先を指定してください。